

北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領の新旧対照表（本文）

改正後	現 行	改正理由
<p>1～23 （略）</p> <p>24 成果目標の点検・評価等            (1) (2) （略）            (3) <u>環境負荷低減の取組</u>  <u>本事業により施設等を整備する場合は、おおむね全ての受益農林漁家が環境負荷低減のチェックシート（国要領別紙様式第7号）を提出することとする。</u>  <u>ただし、GAP認証等を取得している受益農林漁家は、当該チェックシートの提出は不要とする。</u>  <u>なお、受益農林漁家が特定できない施設等を整備する場合は、事業実施主体又は当該施設を利用する事業者が環境負荷低減の実施に努めることとする。</u></p> <p>25 （略）</p> <p>附則  <u>1 この要領は、令和6年4月3日から施行する。</u>  <u>2 1の規定にかかわらず、この要領は令和6年4月1日から適用する。</u></p>	<p>1～23 （略）</p> <p>24 成果目標の点検・評価等            (1) (2) （略）            (3) <u>環境と調和のとれた農業生産活動の促進</u>  <u>事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、目標の到達状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農家から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。</u>  <u>ア 施設等を利用する農家が、農林水産省作成の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあつては、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取得を実践する場合</u>  <u>イ 施設等を利用する農家が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農家の特定が困難な場合</u></p> <p>25 （略）</p> <p>附則            1 この要領は、令和5年4月28日から施行する。</p>	<p>○国要領第6の改正に合わせ修正</p>

北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領の新旧対照表（様式）

改正後	現 行	改正理由
<p>別記第 1 号様式～別記第 5 号様式 略</p> <p>別記第 6 号様式 (略) 1～4 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き不要) なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 (1) 消費税及び地方消費税の申告書の写し(税務署<u>受付済</u>のもの) (2)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署<u>受付済</u>のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)の写し(税務署<u>受付済</u>のもの) ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</p> <p>別記第 7 号様式 略</p>	<p>別記第 1 号様式～別記第 5 号様式 略</p> <p>別記第 6 号様式 (略) 1～4 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き不要) なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 (1) 消費税及び地方消費税の申告書の写し(税務署<u>の收受印等のある</u>のもの) (2)～(4) (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署<u>の收受印等のある</u>のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税及び地方消費税の申告書(簡易課税用)の写し(税務署<u>の收受印等のある</u>のもの) ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</p> <p>別記第 7 号様式 略</p>	<p>○国要綱別記様式第 8 号の改正に合わせ修正</p>